

## 千葉・茨城 都市軸道路整備促進期成同盟会規約

### (名 称)

第1条 本会は、千葉・茨城 都市軸道路整備促進期成同盟会（以下「同盟会」という。）という。

### (目 的)

第2条 同盟会は、つくばエクスプレス（TX）沿線開発地区を結び、将来の交通需要への対応と道路交通の利便性を確保するとともに、これらの市街地の骨格軸を形成し、新たなまちづくりの促進を図る広域的な幹線道路として計画されている都市軸道路の整備の促進を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 同盟会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 利根川渡河部に架かる新橋建設を始めとする都市軸道路整備の促進に係る運動方策の協議
- (2) 利根川渡河部に架かる新橋建設を始めとする都市軸道路整備の促進のための陳情、請願等
- (3) その他同盟会の目的達成に必要な事業

### (組 織)

第4条 同盟会は、千葉県流山市、同県柏市、茨城県守谷市、同県つくばみらい市および同県つくば市の長をもって組織する。

### (役 員)

第5条 同盟会に次の役員を置く。

|     |    |
|-----|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理 事 | 2名 |

### (役員を選任)

第6条 同盟会の役員は、総会において選任するものとする。

### (役員任期)

第7条 同盟会の役員任期は、2年とする。

- 2 役員は任期満了後といえども、後任者が決定するまでは、その職務を行うものとする。
- 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、同盟会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第9条 会議は、総会および幹事会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、会長が議長となり、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会は、同盟会の事業計画及び同盟会の運営に関する主要な事項を議決または承認する。

(顧 問)

第10条 同盟会の目的の達成に必要な助言と協力を求めるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が同盟会の同意を得て委嘱する。

(幹 事 会)

第11条 幹事会は、同盟会の補助機関として、構成市の関係担当部課長をもって構成する。

(事 務 局)

第12条 同盟会の事務局は、会長の属する市に置く。

(そ の 他)

第13条 この規約に定めるもののほか、同盟会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。